

2023年3月15日

国会議員各位

東京歯科保険医協会  
会長 坪田有史

本会は、東京都内の歯科保険医約6,000名が所属している団体です。

歯科保険医の経営・生活を守り、国民の歯科医療と健康の充実及び向上を図ることを目的に活動を行っております。

2022年度診療報酬改定において、歯科の改定率は0.29%のプラスとなりました。改定に際しましては、国会議員の皆様に患者の窓口負担軽減と診療報酬の引き上げを求めてまいりました。小さい改定幅でしたが、マイナス改定にならなかつたことは、皆様のご尽力の賜物と考えております。

しかし、歯科の診療報酬は十分とは言えません。例えば院内感染防止対策の評価についても、必要なコストに全く見合っていない状況です（別紙1）。2010年度以降は診療報酬の改定率も減少傾向であり（別紙2）、国民に安心・安全な歯科医療を提供するためには診療報酬の引き上げ、すなわち歯科医療費の増額が不可欠です。

また、患者負担については、残念ながら昨年10月に75歳以上の一一部患者の負担割合が1割から2割に引き上げられました。全国保険医団体連合会が行ったアンケート（別紙3）でも、75歳以上の患者で2割負担の患者の16.8%が、「経済的な理由による受診控えがある」と回答しております。2025年9月30日までは負担増分を3,000円に留める限定的な配慮措置がありますが、負担増は患者の受診に深刻な影響を及ぼし、健康被害に繋がる恐れがあります。

一方、オンライン資格確認システムにおいては、既に様々な不具合が報告されており（別紙4）、それらが解消されない中で医療機関にシステム導入を義務化することは拙速と言えます。また、不具合によりマイナンバーカードで資格確認ができない場合、現状では健康保険証で資格確認ができます。しかし、健康保険証が廃止された場合、コールセンターに連絡して障害時モードに切り替えをしてもらい、患者氏名などを入力して資格情報を確認しないと判断できません（別紙5）。健康保険証による資格確認で問題がないにもかかわらず、不要不急と言えるシステムの導入を義務化させて医療機関を閉院に追い込むようなことはとても容認できません。

また、このような問題がある中で、健康保険証を廃止することが議論されていますが、マイナ保険証での資格確認ができない方などに発行される資格確認書は申請が必要で、申請漏れによる無資格者が続出することは必須です。とても健康保険証を廃止できる状況にありません。

以上より、下記の事項を要望します。

記

- 一、適切な歯科医療の提供のために、患者窓口負担の引き下げと診療報酬の引き上げ、すなわち歯科医療費の増額を行うこと。
- 一、オンライン資格確認システムの導入の“義務化”は、撤回すること
- 一、健康保険証の“廃止”は、撤回すること

以上